

反社会的勢力との取引排除規程（組合員との関係を抜粋）

（目的等）

第1条 この規程は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除および窓口等への介入への対応に関し、当組合全体として対応を進めるべく、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当組合の健全な経営を確保することを目的とする。

2 この規程は、「反社会的勢力との対応に関する基本方針」の下位に位置する基本規程である。

（定義）

第2条 この規則において「反社会的勢力」とは次のものをいう。

(1) 以下に該当する団体および個人

ア 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

イ 以下に該当する関係を有する者

(ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

(オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ その他アからエに掲げる行為に準ずる行為

（反社会的勢力との取引排除にかかる基本対応）

第3条の2

(4) 組合員との関係

ア 新規加入

新規加入者について適切な注意を払う。相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、正当な加入拒絶の理由が存在する場合に限り、加入拒否を実施する。加入を認める場合には、十全な事後管理を実施する。

イ 既存の組合員との関係

組合員について反社会的勢力であると判明した場合は、除名事由が存在する場合に限り、除名または協議による関係解消を図る。組合員としての関係を継続する場合は、十全な事後管理を実施する。

以上により、当組合への新規ご加入の際に、定款の規程に基づき、反社会的勢力ではない

ことに係る表明および確約をいただいておりますが、反社会的勢力との関係遮断を徹底するための取り組みですので、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。